

I 1998年度税制改正と2兆円特別減税

片桐正俊（中央大学経済学部教授）

1998年度税制改正は、①経済構造改革に対応した法人税制改革、②金融システム改革（金融ビッグバン）に対応した証券税制改革、③資産デフレ対策としての土地・住宅税制改革の3つを主な柱とする大きな改革となった。しかし、財政構造改革法の成立という制約の中で立案されたために、景気対策としては、国税7,500億円（内訳は表1参照）、地方税1,000億円という最低限度の減税内容しか含んでおらず、年末からの急激な景気後退の進展の中で、2兆円の所得税特別減税による景気対策が急遽追加されることになった。

30年ぶりの法人税見直し

わが国の法人所得課税の表面税率（事業税調整後）が49.98%と先進国中最も高いところから、国際競争上不利であり、アメリカの41.05%水準まで引き下げるべきだとの声が産業界から強く出されていたが、その方向に今回の税制改正は大きく動いたと言える。法人税の基本税率は現行の37.5%から3%引き下げられ、戦後最低の34.5%となった。法人事業税も1%引き下げられるため、法人所得課税の表面税率（事業税調整後）は、3.62%引き下げられ、46.36%となる。なお、中小企業、公益法人の軽減税率もそれぞれ3%、2%下げてともに25%とすることになった。

法人所得課税の表面税率（事業税調整後）については、アメリカとまだ5%程度の差があるので、次年度以降景気次第で産業界から一段と強い引き下げ要求が出てこよう。その場合、日本の法人所得課税を外国と比較して割高にしている地方法人課税、特に法人事業税の外形標準化が大きな課題となる。法人事業税の外形標準化は、地方分権の推進や赤字法人の課税の適正化等の視点

表1 1998年度税制改正での減税額・増税額

項目	減税額	項目	増税額
法人税	3300	たばこ税	2600
金融関連（有取税など）	2100		
土地住宅税制（地価税など）	1400		
政策減税（教育など）	700		
計	7500	計	2600

(注) 単位、億円。このほかに地方税で1000億円の減税がある。
(出典)『朝日新聞』1997年12月17日

からも支持されている。その具体案としては、加算法による所得型付加価値が従来より論議されてきている。しかし、全企業の65%を占める赤字法人の課税強化となり、その大半が中小企業のため中小企業の課税強化につながる、とりわけ小売り、繊維などの業種では大幅な負担増になりかねない等の問題が指摘されている。また、法人事業税をそのように外形標準化しても、税収の変動や地域偏在の問題を解決できるものではないとの指摘もある。

法人税率引き下げは課税ベースの拡大とセットで行うとの方針を税制調査会は93年11月の中期答申以来明らかにしていたところから、今回課税ベースの見直しも行われた。しかし、それは税収中立ではなく、98年度で国のみで3,300億円、国・地方合わせて4,000億円の減税と試算されている。明らかに、産業界と景気に配慮したものとなっている

さて、課税ベースはどう見直されたのであろうか。賞与引当金、製品保証等引当金は6年かけて廃止され、貸倒、退職給与、特別修繕の3引当金は縮小されることになった。新規取得の建物の減価償却は、定率法との選択制から定額法に一本化された。既存建物を含めて耐用年数が1割ないし2割短縮された。長期請負工事、割賦販売では、原則として後年に一括して収益を計上することなどを認めず、各事業年度ごとに計上することになった。これらが主な課税ベースの拡大項目である。

金融ビッグバンに対応の証券税制改革

99年度末までに証券業界が株式委託手数料を完全自由化するに合わせて、有価証券取引税を2段階で撤廃することになった。第1段階として、98年4月から有価証券取引税の税率を株式、転換社債、債券の全ての種類でほぼ半減することになった。また取引所税も現行の2分の1に引き下げられることになった。第2段階としては、99年末を目処に両税を廃止し、廃止後の投資家の税負担は、株式譲渡益課税に一本化される。その際、現行の申告分離課税と源泉分離課税の選択制は、「金融課税小委員会中間報告」の見解を受けて、申告分離課税に一本化される可能性がある。

金融のグローバル化が進み、金融取引に非中立的な取引関連諸税が諸外国で軽減・廃止されてきている中で、わが国も、金融ビッグバン対応として有価証券取引税及び取引所税を廃止することで取引コストの軽減をはかったのは評価できる。しかし、申告分離課税一本化には問題がある。金融課税小委員会は、最適課税論の立場から、勤労性所得と金融性所得は、税に対する足の速さが非常に違う点に着目して、総合課税ではなく、分離課税の考え方を打ち出している。その上で、証券の譲渡益課税に関しては、今までの源泉分離選択課税から申告分離課税への一本化を主張している。まず疑問なのは、金融性所得の足の速さを理由に、総合課税を諦めて良いのかという点である。金融自由化の先進国であるアメリカ、イギリスでは、株式譲渡所得を総合課税しているのである。また、株式譲渡益課税を申告分離課税にする反面、利子を一律源泉分離課税のままにした場合、両者の均衡がはかれなくなる。やはり総合課税化の中で考えるべきではないか。総合課税は言うに及ばず、申告分離課税であっても、納税者番号制度の導入を前提にしなければ、完全には実施できない。その他の金融・証券税制の改革としては、ストックオプション、特別目的会社(SPC)、金融持株会社の設立時課税の軽減等がある。

資産デフレ対策としての土地・住宅税制改革

近年の地価下落により、バブル部分は解消されつつあ

るが、反面「バブル崩壊の清算」の長期化の問題が生じてきているとの認識から、政府は土地政策の目標の重点をこれまでの地価抑制から土地の有効利用の促進に転じた。このため地価税(現行税率0.15%)は当分の間停止されることになった。土地譲渡益課税は法人分を3年間停止し、超短期は廃止される。個人の土地譲渡益課税の最高税率は39%から32.5%に引き下げることになった。さらに、居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の最大3年間の繰越控除制度が創設されることになった。

土地税制に関しては、基本的にバブル以前の状態に戻ったと言える。ただ、地価税に関しては、廃止ではなく停止となった点は意味がある。元来バブル期に固定資産税が保有課税としての役割を果たさなかったところから、その反省の上に地価税が創設されたのである。しかし、近年の地価下落において固定資産税の公示価格7割評価が実行され、その評価額が時価を上回るような状態も発生し、固定資産税の保有課税的性格も回復していくと地価税の役割も自ずから薄れてくる。しかし、わが国の地価が外国と比べなお割高であり、また経済の回復につれて地価高騰が再度発生することも起こり得ないとは断言できない以上、いざという時に発動できるようにそれを廃止せず停止にしておくことは意味があり、また存在していることによる抑止効果も期待できる。

1998年度予算の国民負担と2兆円特別減税

98年度予算による負担増は表2の通りである。緊縮財政から受益者負担原則を強く押し出すものとなっている。一挙に9兆円増えた97年度予算と比べれば、小幅な負担増と言えるかも知れないが、99年度には年金制度の大改革、2000年度からは介護保険の導入があり、負担増はこれからである。

他方負担減としては、97年度補正予算と98年度当初予算に2兆円の特別減税が計上される。所得税と住民税を合わせた減税額は所得の大小にかかわらず、定額方式で本人が26,000円、配偶者が13,000円、扶養親族が13,000円である。夫婦子供二人の家族では、65,000円の減税となる。

財政構造改革法が成立して間もなしに、景気対策と

して2兆円特別減税を打ち出したことに対し、財政構造改革に抵触するのではないかとの批判の声があがっている。政府の意向では、98年度予算は財政構造改革法を受けてのものとの意識があり、臨時特例的な景気対策として97年度補正予算を組むのだから、財政再建と景気刺激は両立できるとしている。

しかし、2兆円程度の特別減税では景気刺激効果は低いとの批判が強い。民間の予測でも2月から実施される2兆円の特別減税が成長率を押し上げる効果は0.2%程度と試算するところが多い。確かに、97年度に消費税の引き上げ、特別減税の打ち切り、医療費の患者負担増で、総額9兆円の負担増が発生したために、民間消費を予想以上に冷やすことになったのであるから、2兆円程度の特別減税では景気刺激の効果も低いものにとどまるであろう。そこでさらなる追加案として政府は98年度も2兆円の特別減税を継続する可能性を示唆しているし、社民党は2兆円の恒久減税を要求しており、民友連は6兆円の恒久減税を要求している。

問題は、このような追加案を取った場合の財源をどう捻出するのか、また財政構造改革法と両立するのかという点である。仮に政府が示唆している98年度も2兆円の特別減税を継続するという最も緩い対応を取った場合に、それに見合う歳出削減ができなければ、最大2兆円の赤字国債の発行にその財源を求めざるをえないかもしれない。しかし、財政構造改革法は97年度に比べ98年度の赤字国債の発行額を縮減することを義務づけているが、98年度予算の赤字国債発行予定額は補正後の97年度予算に比べ1兆4,000億円少ないだけである。すると、2兆円もの赤字国債を発行す

れば財政構造改革法を破ることになる。財政構造改革法違反にならぬようにするには財政構造改革を先延ばしする法改正をせざるをえない。財政構造改革法の改正をせずに、減税財源を国債発行に求めようすれば、建設国債と赤字国債の区分を廃止して建設国債収入でも減税財源に充てることができるよう、今度は財政法を改正せざるをえなくなる。しかし、そんなことをすれば、国債発行に歯止めがなくなり、財政は一層悪化し、財政構造改革とは全く逆行することになる。

まして2兆円以上の大型恒久減税を行おうとすれば、財政構造改革法の改正か財政法の改正が避けて通れなくなり、かつまたそれだけの大型恒久減税で景気が良くなるという保証もない。レーガン大統領は就任直後に大幅減税を断行したが、かえって82~83年不況に結果し、その後の大幅財政赤字を生み出してしまった。この教訓を忘れてはならない。もともと減税は公共投資と比べて乗数効果が低いのである。最近公共投資を全く毛嫌いする風潮となっている。確かに従来型の公共土木事業の乗数効果は低下してきているのでそれに多くを期待できないが、情報インフラのような新型の社会資本はますます必要になっているのであって、同じく公債発行に財源を求めて景気刺激策を取るのなら、赤字国債収入で減税を実施するより建設国債収入で新型の社会資本形成をはかる方が効果が大きいように思う。

国民は、雇用不安、昇給ストップ、医療・年金・介護保険の負担、低金利による少ない利子収入等から、消費を切り詰め貯蓄して生活防衛をはかっているのであって、冷え込んだ国民の消費マインドをどの程度の減税で開かせることができるのかなかなか判断は難しい。ひとまず財政構造改革法の枠内で最大限の減税を行い、98年度公共事業関係予算の前倒し執行を決めた上で、景気動向を見ながら、次の手を考えて行くしか手がないのではないか。もし財政構造改革法より景気対策を優先せざるをえない状況になれば、減税のみにこだわることなく、情報インフラのような新型社会資本形成や環境、高齢化対応の社会資本形成のための公共投資も実施すべきである。財政法を改悪して、大型減税を実施するという愚策だけは絶対取るべきではない。

表2 1998年度予算で国民負担はこうなる

(▲は負担増、▼は負担減)

教育	▲国立大学の授業料	年間46万9200円→47万8800円
	▲公立高校の授業料	月額8700円→9000円
	▲公立幼稚園の保育園料	月額5500円→5700円
医療・年金	▲70歳以上の高齢者の入院費の自己負担	1日1000円→1100円
	▲国民年金の保険料	月額1万2800円→1万3300円 (1999年度、年金の制度改訂) (2000年度、介護保険の保険料徴収スタート)
税金	▲たばこ税	1本当たり約1円引き上げ
	▲甲類焼ちゅう	1.8リットル当たり 83円引き上げ(5月から)
	▲乙類焼ちゅう	同 88円引き上げ(10月から)
	▼ヴィスキー	700リットル当たり 99円引き下げ(5月から)
	▼特別減税	夫婦2人子供2人の家族で6万5000円減税

(出典) 「東京新聞」1997年12月26日